

土浦市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があつたので、別添のとおり告示する。

令和4年6月28日

土浦市監査委員

藤田雪絵

土浦市監査委員

内田卓男





土図発第 22 号
令和4年6月17日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課: 図書館)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	神立コミュニティーセンターについては、その敷地が市の保有する財産ではないため、土浦市行政財産使用料条例等の定めにより、使用料を徴収することができない施設である。 行政財産に該当しない当該施設の賃借している敷地の一部を駐車場として、職員に使用許可をして、使用料を徴収することはできないため、その許可を取り消し、使用料を返還する等適正に処理されたい。
講じた措置の内容	令和3年度に神立コミュニティーセンターの駐車場使用料として徴収した行政財産目的外使用料については、土浦市職員等の行政財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき、当該施設駐車場の使用許可を取消し、納入者である株式会社図書館流通センターと協議し、当該施設駐車場を使用していた者へ徴収額全額を令和4年5月13日に返還した。 令和3年度分返還金額 18,000円

